

# 栃木県畜産特別資金融通事業事務取扱要領

制定 平成 23 年 6 月 6 日付け畜振第 301 号  
改正 令和 3 (2021) 年 3 月 18 日付け畜振第 1231 号

## 第 1 事業の実施

畜産特別資金融通事業（以下「本事業」という。）については、畜産特別支援資金融通事業実施要綱（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 農畜機第 5215 号独立行政法人農畜産業振興機構理事長通知、以下「要綱」という。）、畜産特別資金融通事業実施要領（平成 23 年 6 月 3 日付け 23 農畜機第 1070 号承認、平成 23 年 5 月 26 日付け 23 年発中畜第 190 号制定）及び畜産特別資金融通事業実施に当たっての留意事項（平成 23 年 6 月 6 日付け社団法人中央畜産会事務連絡）に基づき実施するもの他、栃木県における事務の取扱いについては、この事務取扱要領に定めるところによるものとする。

## 第 2 融資機関

本事業の融資機関は、資金の貸付業務を行う農業協同組合及び農林中央金庫並びに県内に本店又は支店のある銀行、信用金庫及び信用協同組合とする。

## 第 3 経営改善計画の作成

- 1 資金の借入を希望する者（以下「借入希望者」という。）は、要綱別添 1 の第 3 の 2 の (5) に定める経営改善計画（要綱別添 1 の別紙様式第 1 号）を借入を希望する融資機関等の指導のもとに作成するものとする。
- 2 融資機関は、経営改善計画の詳細を把握するため、公益社団法人中央畜産会が定める経営改善計画書の様式を参考として経営改善計画詳細表を作成するものとする。

## 第 4 借入申込書の提出

借入希望者は借入申込書（別紙様式 1）に、第 3 の経営改善計画を添えて借入を希望する融資機関へ提出するものとする。

なお、経営継承資金の借入を希望するものは、後継者が主たる従事者になることを確認する取決め書（別紙様式 2）を付するものとする。

## 第 5 融資機関支援計画等の作成

- 1 第 4 の借入申込書を受理した融資機関は、経営改善計画の内容を検討した上で、要綱別添 1 の第 3 の 2 の (6) に定める融資機関支援計画（要綱別添 1 の別紙様式第 2 号）及び経営改善に係る効果についての意見書（別紙様式 3）を作成するものとする。
- 2 融資機関は、借入申込書を受理に当たって、現地を確認した上で、本事業にかかる確認書（別紙様式 4）及び家畜飼養頭数現地確認書（別紙様式 5）を作成するものとする。

## 第6 経営改善計画承認申請書の提出

- 1 融資機関は、経営改善計画承認申請書（別紙様式6）に、第4の借入申込書の写し及び第5の融資機関支援計画等を添えて借入申込者の住所地（ただし、住所地と事業所が異なる場合には原則事業所の住所地とする。）を管轄する農業振興事務所長へ提出するものとする。
- 2 融資機関は、経営改善計画承認申請書の提出に先立ち、第10の栃木県畜産特別資金指導班の指導を受けるものとする。

## 第7 経営改善計画等関係書類の県機関経由

第6の経営改善計画承認申請書を受理した農業振興事務所長は、内容を確認の上、畜産振興課長に提出するものとする。

## 第8 栃木県畜産制度金融運営委員会の開催

- 1 知事は、農業振興事務所長から第7の書類の提出があったときは、速やかに栃木県畜産制度金融運営委員会（平成19年9月30日付け19畜振第763号制定、以下「委員会」という。）を開催し、経営改善計画等について審査を行い、妥当であると認められた場合には、独立行政法人農畜産業振興機構理事長（以下「理事長」という。）と協議をした上で、承認を行うものとする。  
なお、委員会は、経営改善計画の審査に当たり、実現の可能性を客観的に評価するための審査基準を定めるものとする。
- 2 知事は、審査に当たり、借入希望者の事業所が所在する市町長に対し経営改善計画の内容の確認に係る照会を行うことができるものとする。

## 第9 推進体制の整備

- 1 融資機関は、本事業の資金を借り入れした者（以下「借入者」という。）を指導する特別指導者を選任し、特別指導者を中心に指導体制を整備し、経営管理、生産技術等についての適切な指導により畜産経営の安定を支援していくものとする。  
なお、指導体制の強化を図るため、必要に応じ、借入者が資材の購入、生産物の出荷又は資金の借入を行っている関係機関等と連携するものとする。
- 2 融資機関は、畜産経営部門の取引状況を明確に把握できる勘定方式の導入等により、経営管理、資金管理を強化するとともに、借入者に対し、畜産部門・農家経済収支の記帳、青色申告の推進、償還準備金の積立等必要な措置を講じていくものとする。

## 第10 栃木県畜産特別資金指導班

- 1 本事業の適正で円滑な推進を図るため、栃木県畜産特別資金指導班（以下「県指導班」

という。)を設置するものとする。

- 2 県指導班は、融資機関及び特別指導員に対し、経営改善計画及び融資機関支援計画の作成について指導を行うものとする。
- 3 県指導班は、融資機関による借入者への経営改善指導に協力するものとし、必要がある場合は、借入者に対し直接指導を実施するものとする。
- 4 県指導班は、栃木県畜産経営改善支援協議会設置要領に基づき公益社団法人栃木県畜産協会が設置する支援協議会をもって充てるものとする。

#### 第 11 地域指導体制の整備

農業振興事務所、家畜保健衛生所及び市町は、特別指導者又は県指導班から協力を求められた場合には、適宜、地域指導班を構成する等により、借入者及び融資機関に対し、畜産経営の安定及び事業の円滑な推進について指導を実施するものとする。

#### 第 12 利子補給金の計算期間

利子補給金の計算期間は、貸付時から翌年の貸付応答日の前日（応答日型）とする。

#### 第 13 経営改善計画の達成状況報告

- 1 本事業の借入者及びその融資機関は、償還終了まで毎年、経営改善計画達成状況報告書（別紙様式 7）を作成し、借入者の住所地を管轄する農業振興事務所へ提出するものとする。報告書を受理した農業振興事務所長は内容を確認の上、栃木県知事へ提出するものとする。
- 2 1 の報告は要綱別添 1 の第 3 の 2 の (11) に定める経営改善計画の見直しを行う場合において行わないものとする。

#### 附則

- 1 この事務取扱要領は、平成 23 年 6 月 6 日から施行し、平成 23 年 4 月 1 日より適用するものとする。
- 2 この事務取扱要領の施行により、栃木県大家畜・養豚特別支援資金融通事業事務取扱要領（平成 21 年 10 月 9 日付け畜振第 791 号）は廃止する。
- 3 前項に規定による廃止前の旧事務取扱要領による借入者に対する指導については、この事務取扱要領に定めるところによるものとする。
- 4 この事務取扱要領に定めるものの他、事業実施に必要な事項については、別に定める。

#### 附則

この事務取扱要領の改正後の規定は、平成 29 年 5 月 8 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日より適用するものとする。

#### 附則

この事務取扱要領の改正後の規定は、令和 2（2020）年 4 月 1 日から適用する。

附則

この事務取扱要領の改正後の規定は、令和3（2021）年4月1日から適用する。